

産業構造審議会 商務流通情報分科会 割賦販売小委員会 第15回 議事録

日時：平成28年4月21日（木曜日） 10時00分～12時00分

場所：経済産業省別館3階312会議室

○山本委員長 皆様、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会の第15回目を開催いたします。

皆様方におかれましては、ご多忙中のところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

議事に進みます前に、今回の委員、オブザーバーの出欠状況確認につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○坂本商取引監督課長 おはようございます。お忙しい中ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日の出席状況でございますが、丸山委員と渡辺委員におかれましてはご欠席、あと、オブザーバーでは、杉本様のご欠席ということになっております。また、日本百貨店協会の赤松様はおくれてのご出席ということになります。

なお、前回と同様に、本小委員会ではペーパーレスで実施をさせていただいております。お手元の i P a d につきましては、動作不良など、何か問題がございましたら、係の者がまいりますので、お申しつけいただければと思います。議事の途中でも結構ですので、お知らせいただければと思います。

また、論点ペーパーと参照条文につきましては、机上配付という形でもお配りさせていただいておりますので、ご参照いただければと思います。

なお、本日、経産省側ですけれども、商務流通保安審議官の住田が熊本の対応に官邸に呼ばれたりしておりまして、基本的に本日は出席が難しい状況になっております。大変申しわけございません。

○山本委員長 どうもありがとうございました。

本日の議題でございますが、資料1をお開きください。資料1にお示ししておりますように、4つほど予定しておりまして、昨年7月の報告書に盛り込まれた取り組みの進捗状況、これは基本にご説明をいただく。第2に、特定商取引法改正法案を踏まえた割賦販売法の対応。第3に、新たな業態（FinTech）を踏まえた規制の見直しの可否。第4に、

クレジットカード取引におけるセキュリティ強化といったものが主な議題となっており、

それでは、まず、昨年7月の報告書に盛り込まれた取り組みの進捗状況につきまして、事務局からご報告をお願いいたします。

○坂本商取引監督課長 i P a d、資料2をごらんいただけますでしょうか。昨年7月にこちらの小委員会の報告書でいただきましたご提言に基づきまして、幾つか進捗をご報告させていただきます。

めくって、表紙を進んでいただきまして、1ページ目でございます。今月12日に国際ブランド各社、日本法人の代表6社に集まっていたいただきまして、幾つかの議題で意見交換をさせていただきました。その2つの合意事項について、1ページ目と2ページ目でご報告をいたします。

1つ目、1ページ目でございますが、我が国のセキュリティ対策強化に向けて、2月にとりまとめられましたセキュリティ対策協議会の実行計画をしっかりと実施を進めていくために国際ブランドに期待する役割ということについて、改めて商務流通保安審議官から、各日本代表にお願いさせていただきました。具体的な協力要請事項がここに挙げられている4つということでございます。

1つ目と2つ目のところにつきましては、先月、クレジット協会からもご紹介いただいた中にもございましたが、IC対応をしっかりと進めていくために、まずは店頭でのオペレーションルールについては、日本の現場の実情を踏まえて、国際ブランドルールの柔軟な運用をお願いしたいということ。

2つ目につきましては、IC対応決済端末稼働をスタートするときに必要な実装テストにつきましては、その内容の明確化、簡略化をしていただき、なるべくコストを抑えた形でIC対応がスムーズにスタートできるようにということもお願いいたしました。

3つ目でございますが、最新の不正使用に関する技術動向などについての関係事業者への周知、あるいはIC対応などの先行的な取り組みを行う加盟店に関して、主に消費者向けにしっかりと情報発信をしていくということ、見える化へのご協力をお願いいたしました。

最後は、その他、全体として実行計画を進めるために全般的な協力もお願いしたいということで、こちらについて合意させていただいたということでございます。

2ページ目でございます。こちら昨年の報告書の中で、海外アクワイアラー経由の取

引について、消費者トラブルが多くなってきているという問題意識を受けまして、こちら
も4月12日の会議におきまして、経産省より各国際ブランドに向けて、海外アクワイアラ
ー経由の国内外加盟店での悪質な取引に対して、経産省と国際ブランドが連携する形で海
外のアクワイアラ―を通じて、しっかりこういった海外も含めて日本国内の消費者に損害
を与えるような悪質な加盟店に対する是正指導を行っていくというような連携の枠組みに
ついて、合意をさせていただきました。

これによって、割販法の執行が及ばない海外の加盟店からの悪質取引についても、国際
ブランドからの是正指導を通じて、是正指導・排除をしていけるといような枠組みをつ
くるといことをございます。

3ページでございます。今の2ページ目の話と3ページ目の話、けさの日経新聞に少し
取り上げられておりました。3ページ目につきましては、こちらは鈴木委員にもご参画い
ただいておりますけれども、国民生活センターと経産省で連携して、国民生活センター、
各地域の消費生活センターから集まってくる苦情情報のデータベースであるP I O—N E
Tの情報を活用させていただきまして、クレジット協会を通じてクレジット会社各社が悪
質加盟店の早期発見の端緒情報として活用させていただくことで、消費者の利益の保護、
安全・安心な取引の実現ということにつなげていくといような枠組みを鈴木部長を中心
にご尽力をいただき、調整を進めてきております。

実施については、ことしの夏ごろをめどに実施できればということで、今、最終調整を
していただいているところでございます。こういった方向で進めているといことのご報
告でございます。

4ページ目でございます。こちら昨年報告書の中に消費者教育や説明の充実などを
通じて、クレジットカード取引に関する消費者の理解を高めていくといことをご提言
いただいております。

本日、お手元に3種類クレジット協会からパンフレットをお配りさせていただいており
ます。パワーポイントの資料のほうには、一番上のパンフレット、リボ払いについて取
り組みをご紹介させていただいております。

昨年2月に当省からクレジット協会に対して、リボルビング払いの仕組み、あるいは利
用に当たっての注意点について、消費者への説明、情報提供を充実してほしいといこと
で、ご検討を要請させていただきました。これを受けまして、本年3月にクレジット協会
におきまして、カード業界として情報提供についての今後の対応策といこと、下に点

線囲いのところで書かせていただいているような内容について、対応策をとりまとめていただき、公表していただいたということでございます。

1つ目の四角のところにありますように、カードの利用前、申し込み時、あるいはカードを送付するとき、あるいはカードの利用後において、特にしっかり消費者に伝わるように説明すべき事項として手数料の額、あるいは率、そして支払い期間等について、コストや負担などについて正しくご理解の上、使っていただけるよう、業界の共通事項として設定していただき、きょうお配りしたパンフレットなども作成していただいたということでございます。

以上、ご報告でございます。

○山本委員長　　どうもありがとうございました。

続きまして、特定商取引法改正案を踏まえた割賦販売法の対応の論点に移らせていただきます。

まず、消費者庁取引対策課・桜町課長から今回の改正の内容につきまして、ご説明をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○桜町オブザーバー　　消費者庁取引対策課長の桜町でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

お手元の資料の資料3をごらんいただければと思います。特定商取引法につきましては、昭和20年に改正し、24年に改正いたしております。20年改正の5年後見直しということで、改正が行われた後、施行されて5年間の状況を踏まえて、消費者委員会でも1年ほどご議論いただいて、それを踏まえてこの法案を作成しているということでございます。

3月4日に閣議決定をして国会に提出させていただいております、国会のほうでこれからご審議をいただくという状況になってございます。

中身については、資料3の1枚紙をごらんいただければと思いますけれども、ポイントが全体、4つか5つぐらいございます。

1つは、左上の悪質事業者対応ということでございまして、悪質事業者の手口が随分巧妙化してきているというのが特商法をめぐる1つの大きな課題になっております。特にこの対応イメージのところがございますように、A社、B社、C社とございますけれども、A社がαという名前の健康食品を電話勧誘販売で売っていたところ、特商法違反で業務停止命令を受けた。ところが、ここのA社の元取締役がB社という新しい会社をつくって、そこに人もお金もノウハウも全て移して、何事もなかったかのように営業を続けていくと

いう状況が1つございます。今、起業も1円でできますので、大変簡単にできますので、こういったことが非常に楽にできるということになっております。あるいは、A社の従業員がもともとあったC社の役員に就職して、そこで同様のビジネスを続けていく。このような実態がございます。

今、特商法の執行は消費者庁のみならず、経済産業局と各都道府県の3者でやらせていただいております。年間100件ぐらい処分件数がございますけれども、その100件の処分件数のおよそ1割がこういった、これはもうほとんど脱法行為でございますが、実質的に処分を逃れているようなことでやっているものをまた改めて捕まえるという事例になってございます。

したがって、ここにバツテンがついてございますけれども、B社、C社、こういった行為を封じなければ、業務停止命令の意味がございませんので、こういった行為を禁止する措置を今回の法案に盛り込ませていただいております。

禁止に違反をした場合は、ちょっと上でございますけれども、個人は3年以下の懲役、法人は3億円以下の罰金ということで、比較的行政罰としては重目の罰則で担保するという構成させていただいております。

その下でございますように、業務停止命令の期間につきましても、今最長1年でございますけれども、このような悪質な事例が時々ございますので、これをもう少し伸ばいたしまして、2年にしようと思っております。今申し上げたBやCの行為を禁止する禁止命令についても、業務停止命令の期間と同一になりますので、最長2年ということになるかと思っております。

行政調査に関する権限も強化しながら、刑事罰全体は相当抜本的に強化を図っております。2つほど例を掲げさせていただいておりますけれども、不実告知の違反につきましては、現在、罰金刑300万円以下でしかございませんので、300万払えばいいのかという悪質事業者が時々おります。したがって、これを抜本的に引き上げて、1億円以下まで引き上げようということでございますとか、業務停止命令違反に対する懲役刑の上限が今2年でございますけれども、3年に引き上げるといったことをやりながら、罰則については全般的に相当な引き上げを図っているということで、これは全体として悪質事業者は徹底的に取り締まるという体制をつくっていくというのが今回の法案の1つの大きな柱でございます。

2番目が左の下でございますけれども、所在不明の違反事業者が時々おります。インタ

一ネットの通販事業者などに多いのですが、最近は消費者もネットで購入するというような活動もふえてございますので、インターネットの事業者で違反をしたけれども、所在が不明という事例も出てきてございます。これは行政処分をするときに処分書を交付しないと効果が出ないわけでございますけれども、所在不明の場合になかなか難しいことになるということで、今、簡易裁判所と相談しながら公示送達をやっておりますが、もう少し迅速に処分できるように、行政庁、処分庁の判断で公示送達、役所の掲示板に張りつけをすることによって、交付したものと擬制するといった制度を特商法上に導入いたしまして、迅速な処分、迅速な対応を図りたいというのが2番目でございます。

3番目が右上でございますけれども、消費者利益の保護を手厚くしようということでございます。今、特商法上の行政処分は業務停止命令が一番重いものでございます。業務停止命令を出せば、将来の消費者は保護できるわけでございますけれども、既にだまされて物を買わされたりという消費者のもとにお金が返ってくるわけではない。そこは消費者と事業者との間の当事者同士で交渉していただくか、あるいは消費生活センターにご相談いただいて、間に入っていただくかということで消費者もやっていただいているわけでございますけれども、これはなかなか結構しんどいところがございますので、行政としても後押しをしたいというのがこの措置でございます。

これは業務停止命令を受けた悪質事業者が不実告知や重要事項の不告知を行った場合に限定したものでございますけれども、そういう場合はさすがにお金を返せというような、一種の命令でございますが、法律上は指示という言葉でございますが、行政処分の1つの類型でございます指示ができるようになるということでございます。

この指示行為に対する違反は、現在は罰則ですと100万円以下の罰金刑しかございませんけれども、これに6ヵ月以下の懲役刑も付加いたしまして、しっかり実効性を高めたいと思っております。また、指示違反になれば、業務停止命令の期間がさらに延びたりといったこともできるようになってございますので、しっかり実効的な運用を図っていきたいと思っております。

4番目以降が割賦販売法の見直しともかかわってくるあたりではないかとお伺いしておりますけれども、4番目は過量の問題に対応しようということでございます。今回の特商法の改正は、先ほど申し上げましたように、悪質事業者の手口の巧妙化というのが大きな政策課題、それに対応するものでございますけれども、もう1つの大きな政策課題は高齢化社会の進展でございます。高齢化社会が進展して、お年寄りがふえて、また、認知症の

方もふえて、そういった方々を狙って行うような行為で、さまざまな苦情、問題が発生しているということでございまして、1、2、3でご説明申し上げたようなこともそれに絡むところではございますけれども、4.の過量の問題はまさにダイレクト、ピンポイントにそういう高齢化社会に対応しようということでございます。

訪問販売の形態については、既に規制が入っております。かつて独居老人に布団を10組、20組買わせるとか、こういったことが問題になったことがございまして、過量については、行政処分の対象にするとともに、個別の契約につきましても解除ができる。こういう民事ルールも導入いたしまして、対応させていただいているという状況でございますけれども、訪問販売だけではなく、最近、電話勧誘販売でも苦情がふえてございます。20年改正の5年後見直しと申しあげましたけれども、5年間さかのぼってみますと、電話勧誘販売における過量販売に関しまして、苦情の件数が1.4倍になってございます。5年前は272件でございますけれども、2014年度は388件ということで、1.4倍にまで非常に伸びてきている。その中身が過量のイメージというところがございますように、寝具だったり、化粧品だったり信じられないぐらいの数を買わせるといった事例でございます。ここに書いてございませぬけれども、健康食品なども結構多くて、健康食品、サプリメントみたいなものを賞味期限が過ぎても食べ切れないぐらいの量を買わせるといったような事例が電話勧誘販売で生じてきているという状況を踏まえまして、訪問販売に既に導入している規制と同じ規制を電話勧誘販売にも導入したいということで、そういう措置も法案の中に盛り込ませていただいているところでございます。

その他、右下のところでございます。幾つか書いてございますけれども、1つは、指定権利制の見直しということをやっております。これはこの法案を作成する前の消費者委員会でも大分ご議論いただいたところでございまして、特商法では、今、商品、役務、権利と3つのものが規制対象になってございます。20年改正のときに商品と役務につきましては、一部の適用除外を除いて基本的に全てのものが規制対象になるという整理をさせていただいているところでございますけれども、権利につきましては、政令で指定したもののみが対象になるということになってございます。この政令がゴルフ場の会員券とかリゾートクラブの会員券とか、かなり限られたものに現状なっております。そこが悪質事業者にとってみると抜け道になっているのではないかとご指摘を随分委員会のほうでもいただいたところでございます。

例えばCO₂の排出権とか知的財産権、シェールガスの採掘権という最近っぽいものであ

りますとか、水資源や天然ガスの権利、さまざまな権利と呼ばれるもの、あるいは未公開株、こういったものが指定権利制の指定権利から除外されているのではないかとということで、悪質事業者にとってみると、1つの投資対象として販売して、実態があるかないかは別にいたしまして、消費者被害が生じる。こういう事例を何とかしないといけないのではないか。かつ政令指定、問題が起きれば政令に追加していくということだと、ややもすれば後追いになってしまうのではないかとということで、そこをしっかりと後追いにならないような手を打つべきではないかという問題意識から随分ご議論があったものでございます。

今回、法案といたしましては、実は権利、先ほどCO₂の排出権とかシェールガスの採掘権、いろいろ申しあげましたけれども、権利という名前になっておりますが、実態を因数分解してよくみれば、投資して、そのリターンとして配当を提供する。配当という役務を提供する権利ということで、役務の提供そのものではないかというように読めるということで、商品、役務、権利という3つカテゴリーがあった関係上、やや今までの運用上、役務の範囲——役務は法律上定義がございませんので、運用でやっておりますけれども、そこがやや狭過ぎたのではないかとということで、役務の定義を運用上、解釈の見直しをいたしまして、しっかりと対応できるようにしたいというのが最大のポイントでございます。

それに加えて、そうはいつでも役務でさすがに読み切れないものが中にはあるのではないかとということで、お手元に条文もお配りさせていただいておりますので、1ヵ所だけちらっとごらんいただければと思います。ちょっと細かくて大変恐縮でございますが、新旧対照条文の3ページ目をあけていただいて、上の新しいほうでございますけれども、第3条第4項に1号、2号、3号とございます。1号は従前からあったものでございますけれども、2号、3号というのは新しく、社債その他の金銭債権でありますとか、株式等の権利を特定権利という形で定めさせていただいているということでございます。

これは、単に配当を受けるというものだけではなくて、例えば株式であれば議決権があったり、やや役務の提供という概念からさすがに踏み出すものがあるのではないかとということで、この2つについては、法案の中に明記させていただいて対応するという事になってございます。

先ほど申しあげた役務の解釈の変更、拡充と特定権利としての今申しあげたようなものを追加するという事で、後追い規制にならないような形で実態の被害にはきちっと対応できるということでやっていこうという形になっているのがこの指定権利制の見直しでございます。

1枚紙に戻っていただきますと、その下にファクシミリ広告への規制の導入がございます。これは、ファクシミリ広告が実は最近結構復権いたしております。インターネット回線を使うと通信料がただだったり、一斉ファクスも簡単にできるようになっておりますので、ファクシミリを使って、生鮮食品とかを売りつけるといった被害がふえております。これはもちろん生鮮食品をだまされて買わされるとか、そういうことももちろんございませぬけれども、それ以前の問題として、勝手にファクスを送りつけられて、夜中に音が鳴って、紙も勝手に使われて、インクリボンが使われて、部屋が汚れるということから消費者の苦情は相当ふえてございます。これにつきまして、電子メール広告については、今希望する消費者にしか送ることができないといういわゆるオプトインといわれる規制が入ってございますけれども、これと同種の事案だろうということで、同様の規制をファクシミリ広告にも入れたいということで、そういった措置も盛り込ませていただいております。

指示の公表規定の整備ということで、今、指示、これは行政処分の1つでございますので、指示をすれば実体上公表いたしておりますけれども、最近、個人情報の保護とかいろいろ求められるものも変わってきている現状の中で、法律上も公表できるということをしつかり明示しようということをやっております。

取消権の行使期間の伸長というところも割販法にかかわるところなのではないかと思っておりますけれども、現在、6ヵ月のところを1年に伸長しようという措置を盛り込ませていただいております。これも先ほど申し上げました高齢化社会に非常に密接にかかわるところでございまして、お年寄りにしてみると、自分がどうもだまされたようだということで、何とかこの契約を取り消ししてお金を取り戻したいと気がついて、その後、お1人で悩んでおられる方もいらっしゃいますし、ご近所、ご家族、いろいろな方と相談しているうちにいつの間にか半年たってしまったという例が結構ございます。

各地の消費生活相談員の方にアンケート調査をいたしましたところ、1,000人ぐらいの、984人ですけれども、答えていただいた中の341人、3割強の方が半年過ぎてしまったというような相談の事例に接しているということでございます。この6ヵ月、余り長くし過ぎますと、もちろん取引の安定性の問題もかかわってまいりますので、長くすればいいということでもございませぬけれども、半年でやるのはさすがに短過ぎるのではないかとということで1年に伸長しようという措置を盛り込ませていただいております。

こういったもろもろ改正するものを交付から1年6ヵ月以内の政令で定める日で施行したということで、改正の中身を固めさせていただいているという状況でございます。

私からはとりあえず以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

続きまして、事務局から割賦販売法における対応につきまして、論点提示をお願いいたします。

○坂本商取引監督課長 お手元に紙で配らせていただいております資料5をごらんください。あわせて、参考資料として、こちらはiPadのほうですけれども、資料6で現行法の体系を特商法と割販法を並べて整理させていただいておりますので、ご参照いただければと思います。

今、桜町課長からご説明いただきました特商法の今回の改正案の幾つかの改正事項の中で、割賦販売法に関連をするであろう3つの点について並べてご提示させていただいておりますので、この3つを中心にご審議をいただければと思っております。

(1)の適用対象の見直しということで、先ほど特商法については、指定権利制が見直されて、新たに社債その他の金銭債権、そして株式等の社員権が新たに特定権利として追加指定された。その他のCO₂排出権等については、役務の解釈の中で呼び込むという整理、ご説明いただきました。こちらにつきまして、割賦販売法は資料6のとおり、今、割賦販売、ローン提携販売、包括信用購入あっせん、いわゆるクレジットカードによる取引でございます。そして、個別信用購入あっせん、こちらは販売契約ごとに個別にクレジット契約を結ぶという4類型について、それぞれ商品、権利、役務について記述の対象を決めてございます。

もともと法律の制定当時は、商品のみ、かつ当時割賦販売の対象になっていた耐久商品、耐久性のある商品に限っておりましたのを、その後、場合によっては消耗品なども高額取引が出てきて、それに割賦販売が使われるというようなこと、そして、それに伴う消費者トラブルが増加してきたこと。そういった規制ニーズの発生状況に応じまして、随時必要に応じて規制の対象を見直して追加してきたという経緯でございます。

今回、特定権利の追加ということに関しましては、社債等、あるいは株式等について、現時点でこれにクレジット契約が組まれているということが一般的には必ずしも想定されないであろうということ。そして、実際、我々経産省のほうで、こういった取引について、具体的な消費者トラブルが発生しているということも事実として確認できていないということでございます。そういった点も現状を踏まえながら、規制の必要性があるかどうかという点でご議論いただければと思います。

(2)の点でございます。先ほど桜町課長より現行で、これは割販法も同様でございます。前回の20年改正のときに、訪問販売につきましては、過量販売、通常生活に必要な量を明らかに超えるような過量な販売を行った場合に、その支払い手段として個別のクレジット契約をつけていたような場合には、特商法と並んで申し込みの撤回、あるいは契約の解除ができるというようなことを置いてございます。今回は、特商法のほうで、これを電話勧誘の場合にも拡大していくということでございます。

割販法については、お手元に参照条文をお配りさせていただいておりますが、そちらでいいますと、めくっていただいて2ページ目の35条の3の12に訪問販売についての規定がございますが、こちらについて、特商法とあわせて販売契約に伴ってつけられた個別クレジットの契約についての申し込み撤回の権利という措置を導入する必要があるかどうかというところをご審議いただければと思います。

なお、こちらのほうで、特商法で今回の見直しの前提となりました消費者トラブルの状況として、消費者委員会の専門調査会のほうでお示しいただいておりますこういった電話勧誘による過量販売の消費者トラブル件数ということで、直近三百数十件というように資料は出ておりますけれども、そのうちクレジット契約絡みをP I O—N E T情報を使って調べてみますと、確定的なものではございませんが、おおよそ数%程度にクレジット契約が組まれている。おおよそですけれども、その程度の、数としては必ずしも多くございませんが、その部分についてベースとなっている販売契約が取り消せる場合に、それに伴うクレジット契約について取り消しをすることができるかどうか、取り消しができるようにしておくべきかどうかという観点でご審議をいただければと思います。

(3)につきましては、不実告知などの悪質勧誘が行われた場合の取り消し権を、今消滅時効の期間が6ヵ月を1年に延ばすということでございますが、これにつきましても、割販法上35条の3の13第7項というところで、参照条文でいいますと、3ページ目の下のほうからございますが、現行法では販売契約の6ヵ月間の取り消しということと合わせまして、個別のクレジット契約についても6ヵ月は取り消しができるということになってございます。この点も特商法を1年に延ばすというところに合わせて、同様の措置を個別のクレジット契約についても措置をする必要があるかどうかというところでご審議いただければと思います。よろしくお願いたします。

○山本委員長　それでは、ただいまの説明を受けまして、ご審議をお願いしたいと思います。ご意見がおありの委員の方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

基本的には資料5がワーキングペーパーになりますので、この論点を中心にご意見をちょうだいできればありがたいと思います。

では、與口専門委員からお願いします。

○與口専門委員 済みません、意見ということではございませんで、特段この点については異論があるわけでは決してないのですけれども、立法事実の1つとして、私どもの業界のほうで、先ほどお話があったようにトラブルがどのような状況なのかということについて、少し調べさせていただきまして、特に(1)の件につきましては、私どもの加盟店情報交換制度、JDMセンターというのがあるのですが、こちらについても、そのようなケースは相談等は一切入っていなかった。相談室も同様ということでしたので、何かのご参考になればと思いますので、立法事実の1つとして申し述べさせていただければと思います。

○山本委員長 どうもありがとうございます。ほかにご意見ございますか。では、池本委員、お願いします。

○池本委員 幾つも論点があるので、とりあえず(1)について……

○山本委員長 時間がきょうは非常にタイトであります。この後、多くの議題があります。まとめておっしゃらないと、後で発言の機会が回ってこないかもしれません。どんどんおっしゃってください。

○池本委員 承知しました。では、まとめて。

まず、適用対象の見直しのところですが、先ほど與口委員から話のあった金融商品的な社債とか株券とかについては、余り与信対象にされていない、あるいはトラブルがないという点、これは国民生活センターあたりでどうなのかというところもお伺いしたいのですが、確かに経験的にいうと、金融商品をクレジットで与信というのは余り聞かないのかなという気はするので、それほど連動させようとこだわる必要はないかなという気はします。

ただし、先ほど桜町課長からのご説明にあった役務提供契約を権利と称して売るという、ここの定義の見直しはきちんと連動させておいていただかないとすき間が出るので、その点はぜひお願いしたいと思います。それがまず第1です。

(2)の電話勧誘販売については、現に苦情も出てきているということと、何よりも売買契約とクレジット契約が訪問販売のときには連動しているのに電話勧誘だと連動しなくなるというのは、非常に不都合が出てきますので、この点も連動させて導入すべきだと考えます。

取り消し権の関係で、消滅時効の伸長も売買契約について取り消しができて、クレジット契約も取り消しができるという規定があるのに、片方は6ヵ月、片方は1年というのは非常にいびつになりますので、ぜひ連動させていただきたい。

最後に、取り消し権の効果をどうみるかというところに関して、現存利益の限度にする点は、何か同じようにすれば済むかなという気もするのですが、ちょっといろいろ考えて、割販法には既に立替金の返還については、クレジット会社から消費者に請求ではなくて、販売業者との間で清算せよという規定や、既払金返還については、クレジット会社から直接購入者へ返還せよというように、クレジット契約固有の債権債務の清算は条文があります。売買契約についての清算は特商法と消費者契約法にあるとなると、あとは売買契約上の効力と清算する課題がクレジットにどう影響するかというところだけが残るのですが、考えてみれば、これはクレジット契約の取り消しの効果というよりは、売買契約とクレジット契約の効力がどう影響するかという別の問題なのかなという気はします。

だから、これもちょっと議論は必要だと思うのですが、クレジット契約の取り消しの効果という形で入れるのではどうもないのかなというような気がしています。このあたりはむしろ学者の先生方にご意見を伺えればと思います。

以上です。

○山本委員長 どうもありがとうございました。それでは、ほかの皆さん、いかがでしょうか。では、小塚委員。

○小塚委員 ありがとうございます。別に私が学者を代表するわけではありませんが、池本先生がいわれた最後の点は、私もそうではないかなと思ひまして、今ご指摘になった論点とクレジット会社に対する取り消し権の効果という問題を分けて考える必要はあるだろうと思います。

それから、この論点ペーパー自体についてですが、一般論で申し上げると、特商法と割販法が連動するという考え方を必ずしもとる必要はないのではないかと私は思っています。とりわけここで今議論していますように、クレジット会社、アクワイアラーの側から悪質業者をコントロールしていこうという考え方が進んできますと、実はそういう仕組みが全くないというか、あり得ない特商法とは、ずれていてもおかしくはないだろうと、一般論としては思います。

そうしますと、少なくとも(1)については連動させなくていいのではないかというのが私の今の感覚です。

以上です。

○山本委員長 どうもありがとうございました。済みません、鈴木委員にお願いしますが、池本さんにちょっと確認するのを忘れました。役務の定義を見直すというのは法令上のお話なのか、特商法は解釈運用……そこをちょっと確認させてください。

○池本委員 同じように、これは解釈として明確化するという趣旨で申し上げました。

○山本委員長 割販法もそのようにすべきだというご趣旨ですね。

○池本委員 はい。

○山本委員長 わかりました。それでは、鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員 (1)の適用対象の見直しについてで、苦情相談事例をみてきましたが、やはりこれについては、苦情相談事例は極めて少ないと考えておりますので、先ほど皆さんがおっしゃったとおりでいいのかなと思います。

また、電話勧誘販売における過量販売についてなのですが、これも桜町課長からもご説明がありましたように、全国においてこのような事例は結構あります、私どもで考えているのは数%ではなくて、もう少し量が多いのではないかと考えております。ここに寝具、化粧品とありましたが、高齢者を狙った健康食品などがかなり多くて、健康食品を3年分分割払いで購入させられたというような事例が複数ありますので、これはぜひ連動させていただければと考えております。

○山本委員長 どうもありがとうございました。では、尾島委員、お願いします。

○尾島委員 (1)についてですけれども、皆さんがおっしゃるように、現状では恐らく全然問題にならないようなことなのだと思うのですが、これはあえて外したということを前提にすると、悪質業者がどう出てくるかわからないのですが、社債がありますと。これをそんなの買えないですというような高齢者とかがいるかもしれないのですが、そのときにクレジットを組めば買えますよというような形で、あえて組ませてというような方向に行くかもしれないというようなことはちょっと考えたほうがいいかなと思いました。要するに、穴にならないようにというような注意は必要かなと。恐らく普通の人であれば、こういうものをクレジットを組んで買うということはまずないのですけれども、高齢者対応というようなことを考えると、もしかしたら必要になるかもしれないとは思いました。

○山本委員長 ほかにご発言はございますか。どうぞ、池本委員。

○池本委員 済みません、ほかになければ一言だけ。今、一番最後にご指摘があったことに関連して一言申し上げます。

今回、特商法の政令指定権利制の見直しということが議論された専門調査会の報告書では、むしろ政令指定制を廃止するという方向での議論が色濃かったはずなのです。それを形式的には維持して、金融商品関連のところを特定権利の中に加えるというのは、現状で問題になっているものはこれでカバーできるということでの理解です。

その意味では、特商法においても、今後やはりその2つの限界事例とか問題が出てきたときは、改めて指定権利制そのものの廃止ということを議論する必要があると思います。その意味では、割販法においても現時点で金融商品そのものを入れる立法事実がないとして見合わせるとしても、やはりすき間事案で問題が出てきたときには、それはしっかり注視して迅速に対応するということは留意事項として確認しておいていただきたいと思えます。

以上です。

○山本委員長　　どうもありがとうございます。ほかにご意見はございますか。

○坂本商取引監督課長　　済みません、念のため一言。先ほどの鈴木委員のご発言に関連しましてですけれども、過去の電話勧誘販売における過量販売について、先ほど数%というところにつきましては、法律上関係してくるのは個別クレジットの部分でございますので、個別クレジットに関していうとその程度だろうということでございます。クレジットカードと電話はもともと連動という形になっておりません。

○山本委員長　　ほかにご意見ございますか。――必ずしも一樣というわけではありませんけれども、今までのご意見の大まかな流れは、(1)の適用対象の見直しについては、今回はこうしたものを追加することは、なお事態の推移を注視するとして、今回は見合わせる。そして、役務の解釈については、より実態に即した、あるいは特商法などの解釈を参考にして割販法も運用する。こういうご意見が出されていたかと思えます。(2)につきましては、割販法においても導入意見が有力である。(3)の取り消し権の消滅時効期間の伸長につきましては、割販法も1年に伸長すべきである。

これに対して、現存利益の返還ルール、これは現行割販法の35条の3の13で規定されているのは、クレジット会社が購入者に既払い金を返還しなさい。そこが肝でありまして、そのほかに立替金の清算方法につきましては、先ほど池本委員からご発言がありましたように、考え方としては2択あるわけです。販社が消費者に返して、消費者がクレジット会社に返すという清算方法と、消費者は立替金について一切返還義務を負わないで、クレジット会社が販売業者に返還を求める。その2択のうち、後者を35条の3の13は採用してい

るわけです。ですから、連動を扱っていないのではなくて、扱っているわけです。それをクレジット会社と販社の関係性において、一般の民法ルールがどうなるかはちょっと不透明ですけども、この場合は、関係がある場合の共倒れといいますか、難しい言葉を使うと原因関係の二重欠缺という難しいお話があるのですが、その問題に関する民法の一般ルールはともかくとして、割販法35条の3の13の適用場面ではそのように決めましょうということで、明文で規定しているわけなのです。

今回、現存利益返還ルールというのが特商法及び消費者契約法で導入されるわけですけども、そこで主に問題になっているのは、購入者側のほうで現物があれば返す、他方、現物は使ってしまったけれども、出費の節約等で利益が現在している場合は返しなさいという形で、規定が整理されました。そのルールを割販法でも受けて条文化するかというのがイシューであります。ただし、これはこれまで扱ってきた立替金の返還というものではなくて、物とか役務が現存していたり、まだ利益として形を変えて残っている場合の利益を誰に返すのか、どういう範囲で返すのかという問題ですので、この問題に関する規律を割販法で措置するかというと、それについては、消費者契約法、特商法で現存利益返還ルールが決まっており、それから誰に返すかということになると民法の話なので、それはそちらのほうで解釈される。あるいは現存利益がどの範囲で認められるかについても、これも民法上議論があって不透明なところですが、それを割販法で明確にルール化するかというと、池本先生の意見は、それは少しなじまないのではないかということであったかと思います。

ということで、ほかの皆さん、さらにご意見があったら伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「なし」の声あり）

よろしいでしょうか。そうしましたら、ただいま大変貴重なご意見をいただきましたので、そうしたご意見を踏まえて、さらに対応につきましては整理した形で再びお諮りしたいと思いますので、事務局において作業をよろしくお願いいたします。

続きまして、新たな業態（FinTech）を踏まえた規制の見直しの可否につきまして、FinTech協会の堀様よりご説明をお願いいたします。

○堀一般社団法人FinTech協会理事 一般社団法人FinTech協会の理事の一人を務めております弁護士の堀と申します。

今日は貴重な機会をいただきまして、ありがとうございます。加盟店におけるペーパーレス化の要望について、協会のほうでとりまとめをいたしまして、1つの意見ということ

で出てまいりましたので、本日ご紹介させていただきたいと思っております。

おめくりいただいて、1ページ目、FinTech協会のご紹介をさせていただきます。

2ページ目、FinTech協会の目的でございますが、FinTechのエコシステムの活性化及び世界の金融業界における日本のプレゼンスの向上に貢献するために日々活動してまいります。

会員企業はベンチャー会員及び法人会員、個人会員から成っておりますけれども、ベンチャー会員は今合計で45社ほど、法人会員につきましては、ごらんとおり70社ほどの加盟をいただいております。いずれもFinTechに関連する分野で取り組んでおられる第一線の企業様でございます。

4ページ目をごらんください。FinTech協会は、もともと2015年以前からMeet UPという形で交流を行ってまいりました。会員数もふえまして、また、FinTechという言葉への注目が集まってきたことなどから、2015年9月に法人化いたしまして、活動をさらに拡充してまいります。

グローバルでみたところ、FinTechの動きが非常に早く、また動きがあるということから、日本でも政官民の動きが積極的になってきております。この機会にユーザーにとって利便性のあるサービスを改めて考え直す機会になっているという状況でございます。

FinTech協会の活動内容といたしましては、Meet UPのようなイベントを開催したり、また、法律、制度面、それからビジネス面でさまざまな課題がございますことから、各種分科会を立ち上げて議論している状況です。自民党の先生方、また、各省庁などのFinTechに関連する施策に関しましても、ご協力を申し上げているという状況です。

この活動のうちの1ついたしまして、5ページ目をごらんください。アンケート期間は2016年2月5日から2月19日まで、対象者は、その時点での会員の皆様にアンケートを実施いたしました。

このうち決済・送金を営む事業者様、17%ほどでございますけれども、このうちの中から割賦法に関連するご意見というものも出てまいりました。

6ページ目をごらんください。割賦販売法に関連する意見といたしまして、海外と比べて日本は証憑に関する規制が非常に多く、電子化が遅れている理由になっているということが指摘されております。

割賦販売法により、証憑を出力する必要がある。利用者に電磁的方法で提供することの承諾をとれば電子的な方法での提供も可能となっていることは理解しておりますが、利用

者の承諾がとれない等の理由により、実質的に電子レシートが実現できていない。海外では全てリボ払いでも電子レシートも認められていることから、低コスト化、利用者の利便性向上のため上記につき改善が必要であるという指摘がございます。

加盟店におけるペーパーレス化の要望につきまして、こういったアンケートでの声を踏まえまして、さらに事務局のほうで実態調査等を進め、分科会で意見をとりまとめたという状況です。

8 ページ目をごらんください。FinTechの進展による変化の潮流でございます。環境といたしまして、スマホ決済事業者の参入・拡大が進んでおります。スマートフォン、タブレット端末を用いて、簡易にクレジットカード決済を導入できる環境が拡大しております。

決済手段の提供とあわせまして、POSレジ機能などが充実化し、加盟店に対するサービスが高度化しております。この各社様、例えば割賦販売法上の立場でみてみましても、アクワイアラー、それからPSPの立場に立つものもFinTech企業の中から出てきております。

また、そういった潮流に入り込まずともデータプロセッシングのみ行うものもあり、また、ここでとったデータをどう活用していくのかということがFinTechの大きな流れとなっております。

9 ページ目、FinTechの進展による変化の潮流でございます。決済に認証技術を利用する動きが加速しております。これと連動しまして、加盟店での店頭におけるオペレーションをよりスマートにし、カード利用者の利便性向上に寄与するということが期待されております。また、今後、本人認証の手段としての署名のための紙は不要になる流れも出てきております。

10ページ目、こういった環境のもとで、現状認識しております課題と目標について記載してございます。

課題といたしましては、割賦販売法、とりわけ包括信用購入あっせんの形態において、加盟店、販売店のほうで書面交付義務が規定されてございます。そういたしますと、加盟店店頭でプリンタ設置が必須ということになりますけれども、店舗等においてはコスト高となって、加盟店契約締結を嫌がる声も出てきております。加盟店におけるクレジットカード導入のネックとなり、カード利用の裾野拡大の障害となっております。

協会の目標といたしましては、加盟店による法的書面交付義務を不要に、または緩和す

ることで、プリンタレスを推進したいと考えております。クレジットカード取扱率を向上させ、2020年キャッシュレス決済の普及による利便性・効率性向上を達成したいと考えております。

キャッシュレスということになりますと、カード業界全体にとっての発展に寄与するという面がございます。もちろんそうでございますけれども、支払いがデータ化されるということにつきましては、このデータを活用してさまざまなFinTechサービスに活用していくことができます。そういう意味では、協会としてもFinTech全体の普及に向けて、キャッシュレス決済の実現というのは非常に大きな目標と考えております。

11ページ目、加盟店におけるプリンタの課題でございます。初期導入コストとしては、平均2万円から7万円程度、レジ周りで場所をとるですとか、オペレーションの負荷がございます。

12ページ目、マンスリークリアのみを取り扱う加盟店につきましては、本来、法律上の書面交付義務は要らないということになっておりますけれども、加盟店が関与せずに包括信用購入あっせんとなる場合、例えば後からリボ払いになる、あるいはリボ専用カードであるというような場合に、書面交付義務が適用されるかどうかについて争いがあり、カード会社の見解も統一されていないと認識しております。これに応じまして、スマホ決済事業者及び加盟店においても、書面交付義務の要否について判断が分かれており、保守的にこれを必要とする事業者も存在しております。

また、カード会社の加盟店規約においては、全ての加盟店に法定書面交付を義務づける例がございます。

13ページ目は加盟店の規約例となっております。

14ページ目、包括信用購入あっせんを取り扱う加盟店につきましては、これは分割払い、リボ払いということで、法定の書面交付義務があると認識しております。メールアドレスの入力手間、電子的手段を有しない顧客が存在するという状況です。法30条2の3第4項につきましては、30条の6において準用される4条の2で、書面から利用者の同意を得て電磁的方法による書面記載事項の提供が認められているというように認識しております。

しかし、現行の規制のもとでは、顧客のメールアドレスへの通知程度が可能であるということで、店頭で、レジ周りで顧客にメールアドレスを入力させるというのは非常に手間であり、それを嫌がる利用者も多いという状況です。また、電子的手段を有しない顧客は常に潜在するため、プリンタ設置の必要性が除去できないという状況です。

一方で、実務上、クレジット端末から出力されるクレジットカード売上票やお買い上げ票といった書面をみましても、法令で定める書面記載事項が全ては網羅されていないようにみえます。

海外のほうに目を向けてみますと、15ページ目、英国では、利用者が加盟店で商品等を購入した場合に、加盟店に書面交付を義務づける条項はないようでございます。時間の関係上、取り急ぎの調査としてお許しいただければと思いますけれども、英国では、確認したところ、加盟店に書面交付を義務づける条項はないようでございます。また、米国では、15ドルを超えるデビット取引の場合には、各店舗の義務ではなく、カード発行機関の義務として書面でのレシート交付義務が定められておりました。ただ、消費者の同意が得られた場合にはelectronic formでもよいですとか、一般に受け入れられる、あるいは容易に理解可能な省略方法を用いても構わないというようにされております。また、EFTAが適用されないクレジット取引の場合には、レシート交付を義務づける条項はないようございました。

実務的には、海外ではプリンタでレシートを交付するほか、eレシートの送付が非常に容易に行われております。電話番号を聞きまして、SMSの形でeレシートを送付することも可能であり、この方法も広く用いられていると認識しております。

16ページ目をごらんください。以上の状況を踏まえまして、要望といたしまして、大きくマンスリークリアの場合、それから包括信用購入あっせんの場合、それぞれに分けてご説明したいと思います。

マンスリークリアのみを取り扱う加盟店につきましては、法令上、書面交付義務は課されていないものと認識しております。加盟店が関与せず、包括信用購入あっせんとなる場合もあるということも踏まえまして、念のためプリンタを置いているという例もあるということでございますが、法30条の2の3第4項の書面交付義務が適用されないことを法文上、または監督の基本方針等で明確化していただきたいというのが第1の要望でございます。

要望②、17ページ目でございますけれども、包括信用購入あっせんを取り扱う加盟店につきましては、分割払い、リボ払いということでございますが、時代の変化や情報処理技術の進展等により、必ずしも加盟店における書面交付を法律上義務づける必要性はなくなっているのではないかと考えられます。特に、包括信用購入あっせん（クレジットカード）においては、個別の商品等とのひもづきは薄れ、カード利用総額や毎月の支払い額に

利用者の関心があるともいえます。

もともこの法30条の3の2の趣旨、支払い関係が長期にわたって継続するため、契約内容が複雑となることに鑑み、書面により契約内容を明確化し、もって購入者等の保護を図るという観点からしても、加盟店から交付される書面が支払いの長期的管理に適しているとはいえ、カード会社から交付される書面で同条の趣旨は達成できるとも思われます。

また、個別の商品等の内容を確認させる方法につきましても、レシート、eレシート、QRコード等、電磁的方法でもさまざまな提供方法があらわれてきております。利用者のニーズも多様化しております。したがって、電磁的方法で提供させる場合にも、その手法の選択肢をふやす方向性で柔軟化するということが必要と考えられます。

18ページ目でございます。要望をまとめますと、法30条の2の3第4項の書面交付義務を撤廃していただきたいというのが第1の要望です。もしくは、同義務を維持するという事としたとしても、各項目を再度整理した上で、必要な項目を柔軟な方法で情報提供することを認めていただきたいと考えております。

例えばの分類（案）ということでお示ししたとおり、カード会社により情報提供がなされるため、必ずしも加盟店に提供を義務づける必要のない項目もあるかと思われま。下の19ページ目と比較してごらんいただければと思いますが、例えば商品、権利の現金販売価格、役務の現金提供価格ですとか、契約年月日といったものは、カード会社から発行される請求書等でも網羅されていると認識しております。

また、法30条の2の3の趣旨との関係で、そもそも時代の変化により、現時点においては提供が不要になっていると整理できる項目もあるのではないかと思います。例えば、商品名、商品の商標、または機種、型式とか数量といったものは、現状でも必ずしも全てが提供されているわけではないと認識しております。

また、情報提供が必要であるとしても柔軟な方法で情報提供させるべき項目、あるいは該当する加盟店にのみ情報提供させるべき項目もあるかと思ひます。それぞれ③、④で試案でございますけれども、分類させていただいておりでございます。

20ページ目、情報提供義務に関しまして、では、必要な情報だけを提供させるという形態をとった場合、参考法令として、資金決済に関する法律13条の情報提供義務が1つの参考になるのではないかとということでご紹介させていただきます。

プリペイドカード等の前払式支払手段発行者は、前払式支払手段を発行する場合に、利用者に対して必要な情報を表示または提供する義務があります。

旧プリカ法においては、物理的な表示を求める表示義務のみが定められておりましたが、2010年に施行された資金決済法では、有体物が利用者に交付されない場合に、物理的な表示を行わなくても、利用者に対して情報提供を行えば足りることとされております。

この前払式支払手段発行者の情報提供義務は、利用者の同意にかかわらず、電磁的方法による情報提供を可能としており、また、その方法も電子メールでの送信等インターネットを利用した利用者閲覧、いわゆるチャージ機での表示等、柔軟な方法が認められております。

さらに、3月4日に法案提出されております資金決済法の改正案では、情報通信技術の進展等によって、多様な形態のプリペイドカードが登場していることに鑑み、より広く利用者に対する情報提供をインターネットで行うことを許容することとされております。具体的には、表示義務を原則とし、情報提供義務を例外とする現行法の立てつけを大きく変更いたしまして、法文上、情報提供義務のみを明記するという改正案を提出しております。

以上の観点から情報提供義務のあり方につきまして、FinTechの流れの中で非常に課題も多いと認識している中で、1つのご意見として申し上げさせていただきました。難しいこともあるかと思いますが、ご審議いただければと思います。

なお、割賦販売小委員会報告、7月にとりまとめされました報告に対して、協会内部での実務からの声というものを上げさせていただいておりますので、これはご参考までにごらんいただければと思います。

任意登録制により、PSPがクレジット取引に介在する信用ある主体であると認知がなされること、協会様への加盟が可能となり、さまざまな情報へのアクセスが可能になること等、PSPに一定のメリットはあり、その点について法改正を前向きに評価するという声がございます。

また、PSPも加盟店情報を提供することにより、業界全体が悪質加盟店排除を達成できることは望ましいという声ございました。

また、スタートアップ企業につきましては、スピード感が最も重要であるということでございます。PSPの登録制度につきまして前向きな声が多くございましたが、この手続の期間が長期化したり、加盟店審査の負荷増大による加盟店獲得対応スピードの低下等の悪影響が出ないような制度設計を望むという声がございます。

また、既に業務を実施しているPSPにつきましては、初期審査、途上審査について、

必要十分な管理を実施している認識であります。現行の実務レベルを超える法的義務を課すことのないよう要望するという声がありました。

以上でございます。

○山本委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、委員の皆様、あるいはオブザーバーの皆様からご意見をいただきたいと思えます。大変詳細なご報告をいただきましたけれども、ワーキングペーパーといいますか、お手元の iPad の下のほうに示されたページ数の17ページ以下にいろいろな要望がまとめられておりましたので、そのあたりを中心にご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。二村委員。

○二村委員　　貴重なご報告、ご提言ありがとうございます。割賦販売法の書面交付義務等が規定されたのが、一番最初の原型のは昭和36年の法制定時から、それからそれ以外の加盟店さんの書面交付義務等については昭和59年改正のときに導入されたと認識しておりますが、その時点と現在とでは時代環境は全く違う。それからクレジット会社、クレジット業界に対する社会的な評価、信頼というのも相当違ってきているということかと思えます。そのような時代変化を踏まえた新たな制度を設計するということが考慮されてもよろしいのではなからうか。その際に、ご提言の中にありました情報提供義務というのは、非常に有益な示唆だと認識しております。

ちなみに、電子的方法による書面交付というものについて、IT書面一括法、これはたしか2001年施行かと思えますが、その時点でのネット普及というのはようやく50%を超えた程度。現時点では80%を超えているわけです。このように大きな時代背景が変化している中で、逆に法律自体が変化の芽、あるいは進化の芽を摘み取っているというような懸念がないのかという観点から、もう一度大胆に見直す必要はあろうかと思っております。

ただ、加盟店のところだけというようになってくると、果たしてそれがうまく制度設計として機能するのかという問題はあるかと思えますので、非常に重要な問題として、なるべく早いタイミングで深掘りをして改正につなげていただければと思っております。

○山本委員長　　どうもありがとうございました。ほかに。では、まず、沢田委員から。

○沢田委員　　ありがとうございます。大変興味深く伺いました。細かくコメントする知見はございませんので、一ユーザーの立場から申し上げたいと思うのですが、基本的にペーパーレスの方向には大賛成でございます。

私自身はマンスリークリアしか使っていないということもありまして、お店で何かクレ

ジットで買うたびに2枚もレシートをもらうのは要らないなど。お店のレシートで十分だと思っておりますし、個人的にはメールその他、電子的な方法でいただいたほうが、紙だとなくしてしまいますけれども、保存もしやすいですし、検索もしやすいということで、使い勝手が非常にいいと感じております。

ただ、そういう思考の消費者ばかりでは必ずしもないので、ネットが80%普及したとしても、残り20%の方の中に、リボ払いはするけれどもメールは使わないという方がいらっしやるとすれば、何らかの形で情報漏れがないようにしなければならないと思います。ただそれは必ずしも加盟店からでなくてもいいのではないかと。むしろリボ払いの中身につきましては、カード会社さんから詳しく書面を交付していただいたほうがいいのではないかと思いますので、基本的な方向性につきましては賛成でございます。

○山本委員長 どうもありがとうございます。では、與口専門委員、お願いします。

○與口専門委員 ありがとうございます。中身自体は特に異論はなくて、一部、現金販売価格ははたして複数購入されたときに我々の請求書でいけるかなとか、若干の疑問は残りますけれども、方向性は本当に賛同させていただける内容だと考えております。

お話を聞いて、まさにFinTechだとか、新しい領域でビジネスをやっていくためには、そもそもある種、むしろ電子的な方法でやっていくことをデファクトとして、書面が必要な方については、それなりに配慮していくというような、ある種発想の転換みたいなものも必要なのではないかとお聞きして思いました。

我々カード会社のほうも、まさに書面交付において消費者の承諾を得ることについては、若干のネックがあるのも事実でございます。そういう意味では、一足跳びに電子化をデファクトにするというのが難しければ、例えば若干難しいところもあるかもしれませんが、そもそも対象の方々に電子化にするということについて、一定の期間を設けて通知をして、もし異論がなければ電子化に移行させていく。もし書面が必要だという方については、もちろん引き続き書面にするという配慮をしつつ、そういうある種の転換ができるような環境配慮というものも必要なのではないかと思います。

電子化するほうが、非常にタイムリーに情報も提供できますし、量も紙に比べて非常にいろいろなものを提供できるということがありますので、新しいビジネスを考えていくためにもそういう考え方をとったほうが消費者にとっても非常に有利なのではないかと思っておりますので、ぜひそういった点についてもご検討いただければと思います。

○山本委員長 今、話題になっておりました割販法30条の2の3の第4項の書面につい

てですが、これは書面一括化法の言葉では電子化された書面なのです。ただし、そこでいっている電子化というのは、あらかじめ購入者の同意を得て、電子化を認めるというものです。それでは現場というか、FinTechサイドからは困ると。同意を得ての電子化ということでは、消費者によって、私は紙で欲しいという人に対応しなければいけないので、プリンタを置かなければいけない。そこで、消費者が紙で欲しいといっても電子で通知をすることを認めてくださいというのがご提案なのです。

ですので、電子化はされているのだけれども、そういう意味での規制緩和といいますか、それが根本的に必要なのではないかというご提案をいただいているということで、さらにご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。それでは、大谷委員から。

○大谷委員 消費者の立場からは、電子化される方向性はもちろん利便性も上がっているかと思うのです。ただ、今現状としては高齢者の方も、こういったIT難民の方もいらっしゃいますので、全く書面が渡されないということがないように、本人にいかにかちんと納得してもらっているのかということがおろそかにならないような処置というのはかならず必要になってくると思います。

相談の現場でも、結局加盟店さんのいわれるままに書面を省くような方向でさせられるというような、示唆をさせられるというような相談も入っておりますので、やはり今書面で渡されている義務が全くなくなるというようなことがないように、それは措置をとっていただきたいと思います。

○山本委員長 それでは、沖田様もお手が挙がっていたと思いますので、よろしく願います。

○沖田オブザーバー ありがとうございます。私のほうは昨年まで実務にもかかわっておりましたので、そういう意味では、実務の観点でも非常に建設的で賛同すべきご提案ではないかと思っております。今回はいわゆるモバイルPOSというようなものを念頭に置いているとは思いますが、こういった新技術ですとか新サービスというのは、コスト面での加盟店の負担軽減というのはもちろんなのですが、これまで議論してきたようなIC化の対応ですとか、加盟店のカード番号の非保持という観点でもこれはかなり有効なものだと認識しております。

一方で、今回プレゼンの中にありましたように、コストという観点では、一般的なプリンタのほうモバイルPOSの端末よりもむしろ高額でして、倍から大きいときは10倍ぐらい総額に影響してきますので、まず、コストの観点ではプリンタを置かねばいけないと

いう雰囲気は加盟店ですとか業界全体の不利益が非常に大きいのではないかと感じております。

より実務的な部分で申し上げますと、資料のページでいう、16ページにも書かれておりましたけれども、マンスリークリアの場合どうかというところなのですが、マンスリークリアでは書面交付されていないという部分はある一方で、やはりレシートを渡さないといけないのではないかとというような不透明感によるプリンタは必須だというような認識がどうしてもあるようなアクワイアラーさんですとか加盟店さんもいらっしゃるの事実でございます。結果として、より保守的な判断がされるといったようなケースは実務面では結構少なくはない事象だと思います。

キャッシュレス化という観点もそうですし、それから先ほど申し上げたセキュリティの部分でも貢献するという部分がある一方で、どうしても萎縮してしまって、結果としては従来型とそれほど変わらないようなコストになってしまうような形で、こういった新技術によるメリットが享受できないというようなケースもございましたのは事実ですので、そういう意味では、必ずしも物理的な書面に限定せず、電子的な形、今回のeメール、ショートメッセージというのもそうですし、あとは今メッセージでそういったものを連絡するというのも米国ではふえていますので、今後の技術発展をにらんで、これは消費者にとっても補完の部分ですとか認識性は物理書面よりもそちらのほうが望ましいという消費者も多いというのは、先ほどご意見もあつたとおりですので、このあたりは柔軟に考えていくというのが望ましいのではないかと思います。

必ずしもコストだけの話ではなくて、セキュリティの観点でも高揚感が高いというところは補足させていただければと思います。

○山本委員長 ありがとうございます。ほかにご意見ございますか。では、岩崎委員。

○岩崎委員 私もほかの委員と同様に、やはりペーパーレス化に基本的に賛成です。確かに大谷委員がおっしゃるように、高齢者とかITにあまりなじみのない消費者への配慮も十分必要だと思いますけれども、その一方で、やはり私も一ユーザーとして、沢田委員がおっしゃるように、レシートは2枚も要りません。せっかくいろいろな新しいデジタルテクノロジーを使った決済方法が出てきており、迅速な決済ができる一方で、一々レシートを打ち出すことで迅速性という利点を減殺しかねない事態になってしまっております。絶対に書面交付しなければいけないというのではなく、もう少し柔軟な対応が必要なのではないかと思います。

○山本委員長　それでは、池本委員、お願いします。

○池本委員　やや慎重意見を述べます。現在の技術に合わせて、ある程度合理的な対象にする。例えば記載事項を見直すという方向で見直しを必要とするということは理解できます。

それから、後からリボ払いのように販売店が関与していないものについて、後からリボ払いになったら販売店はそれから義務が出るのか。それは確かに不自然な話だと思います。そのあたりは解釈によって線引きをすることもできると思います。そのことと、窓口での対応で現在の詳細な書面を発行しなければいけないのは非常に迅速性を害するから書面交付義務を全くなくしていいのかということは、また別に考えていく必要があると思います。つまり、相対での現金払いで支払いを終えた場合と、クレジット決済をした場合、例えばその直後、まだカード会社から明細も来ていない段階で取引について連絡をしたい。何月何日のどの商品の幾らの契約についての連絡です、ということが特定できないようでは対処もできません。そういう必要最小限度のものであれば、例えば現在のマンスリークリアのとき、先ほどからずっとおっしゃっているように、クレジット決済のレシートが出てきますよね。その中の記載事項を現行法のような詳細な全てではなくて、最低限これだけのものは記載しなさいというようにすれば、これはICTの対応によって、これとこれは書き込めるというような対応は逆に可能ではないか。という形で、何と何は残す必要がある、何は少なくとも加盟店の側としては省略してよいのではないか、ということは分けて議論する必要があると思います。そういう形で丁寧な議論をしていただきたいと思います。

以上です。

○山本委員長　まさに今ご指摘がありましたように、FinTech協会からの提起は情報提供の際の媒体といいますか、紙か電子的な手段かということとともに、そもそも割販法30条の2の3第4項の書面交付義務は撤廃すべきではないか、あるいは義務自体は残すにしても一部の項目の義務付けは要らないのではないかとということもiPadの20ページの整理案で、このあたりは①、②、③、④と分類されまして、もう役割を終えているのではないかとというような提起もあったと思います。その辺も含めて、さらにご意見があればご指摘をちょうだいしたいと思います。いかがでしょうか。そうしましたら、島貫様からお願いいたします。

○島貫オブザーバー　大変貴重なご意見だと思って拝聴しておりましたが、実務を担当

する立場から申し上げますと、1つ誤解があるといけないので、申し上げておきたいのですが、加盟店さんで使っていただいている端末から出てくる伝票でございますけれども、ここに入っている内容は詳細なものと申しまして、我々業界の人間が使うものでございまして、例えば店名と日付、時間のほかに端末の番号ですとか、データの処理番号ですとか、そういうものが入っているのです。ですから、消費者の方がそれを使ってどうのこうのというのはちょっと余り考えにくくて、逆にレシートの情報でお問い合わせいただいても今の段階では十分に――前は控えにカード番号を全部入れて、そのカードの番号がお問い合わせのキーだったわけですが、今はセキュリティの観点からそういうものを全部表示することはやめていますので、そういった意味では、お店の出されるレシートの情報で、お問い合わせ等に今の段階では十分対応できるのではないかと考えております。

○山本委員長　　ありがとうございました。では、吉岡様、お願いします。

○吉岡オブザーバー　　済みません、2点ございまして、1点目は総論としてのペーパーレスに対する考え方なのですが、実際に紙がなくなるかどうかというのは、社会的な情勢とか消費者の方がどう考えられるかということによりますので、本当にすぐなくなるかどうかというのはわからないのですが、少なくとも絶対に紙でなければいけないというもの以外について、あえて法律レベルで紙でなければいけないと書かなければいけないのかということについては再考をお願いしたいと考えております。

もう一点なのですが、ピンポイントで挙げていただいている包括信用購入あっせん法の分割リボについては、当然消費者の方には詳細を通知しなければいけないのですが、これが加盟店さんがやる場所なのか、それともイシューアさんがやるべき場所なのかということとくと、このピンポイントの論点については、少なくともかなりイシューアさん側に寄っているのではないかとということで、加盟店さん側であえてこういった情報を提示する必要はないのかもしれないと考えております。

以上です。

○山本委員長　　どうもありがとうございました。

まだご意見がおありかと思っておりますけれども、きょうは非常に議題が盛りだくさんでありまして、次の議題も控えておりますので、これまで貴重な意見をいただきましたので、それを踏まえて、今回どのような形でまとめることができるか事務局において検討していただきたいと思っております。

各情報項目の保護目的を精査する必要がありますし、また、FinTech協会からも英米の

状況についてちょっとプレゼンがありましたけれども、国際的な相場観はどうかあたりも、分れば参考になると思います。昨年の審議におきましてもマンスリークリアの対応とか加盟店調査に関しては、海外法制の調査も簡単なものではありませんが、かなりしっかり行って提言したということもあります。ですので、今回の検討でどのあたりまで盛り込むことができるか、なお慎重に検討させていただきたいと思います。

それでは、続きまして、最後でございますが、クレジットカード取引におけるセキュリティ強化につきまして、事務局から前回の議論の整理及びそれを踏まえた対応の方向性案につきまして、ご説明をお願いいたします。

○坂本商取引監督課長　　よろしく申し上げます。資料8をごらんください。こちらもお手元に紙でお配りさせていただいております。

前回、クレジットカード取引のセキュリティ強化については幾つかプレゼンテーションをしていただいて、それを踏まえたご議論をいただきました。前回の各委員からのご意見をまず整理させていただいたのがこちらの1.でございます。いただいたご意見を内容によって少し整理させていただいたものでございます。順番を入れかえたという意味でございます。

最初、1つ目の○でございますが、クレジットカード取引におけるセキュリティ対策については、全体として現下の状況に鑑みれば、強化を図るべきであるという基本的方向性については、多数のご意見、ご賛同をいただいたかと思っております。ご意見の一例として、セキュリティについては、消費者の自助努力では対応のしようがない、規制も必要だろうということを挙げさせていただいております。

2つ目の○のところで、それに関しまして、セキュリティ義務づけをする場合の対象の範囲、あるいは具体的な内容については、さまざまなお意見をいただきました。いただいたご意見を並べておりますけれども、ざっとご紹介しますと、中小企業の負担の軽減に配慮が必要である。消費者の立場からは義務づけの主体の範囲を限定することは望ましくないのではないか。加盟店ごとのリスクに応じた対応が許容されるべき。一定の基準を示しつつ、各事業者の創意工夫に委ねるということが必要ではないか。法律で詳細なセキュリティの水準を規定するというのではなく、下位のルールで定めて随時その内容を見直すようにすべきではないか。過度な対応をとると、むしろ消費者利便が低下する。キャッシュレス推進に逆行しないように配慮すべきである。セキュリティについては、FinTech等の技術がそうしたコストと利便性の問題を両立させていくのではないか。具体的な指針

としては業界でスタンダードを開発、あるいは推奨していくことが望ましいのではないかとといったようなこと。技術中立性の観点から全て法律に規定することはどうかということでした。

下から2つ目の○ですけれども、義務違反への措置については、直罰というよりは行政指導や改善命令などの対処が望ましいのではないかと。

さらに下ですけれども、個人情報保護法との関係につきましては、2ページ目、めぐっていただきまして、20年改正のときの趣旨を確認し、個人情報保護法に委ねることでその目的が実現できるのか、改めて再整理をすべきではないか。個人情報保護法は、個人のプライバシーの観点から措置するものであり、カード番号のように転々流通をするという特性のある情報については想定していないので、割販法の中で必要な措置を講じるべきではないか。カード番号については、個人情報保護法をストレートに適用されると実務上支障が生じる懸念があるため、個人情報保護法の対象とすることは業界としては反対であるというご意見。

2つ目の○ですけれども、アクワイアラーによる加盟店調査について、こちらもご意見をいただきました。履行不能な義務とならないように慎重に中身は検討すべきであるということ。一方で、多数のアクワイアラーの対応にばらつきが生じないように最低限の線引きをする必要があるのではないかと。3つ目でございますが、加盟店へのセキュリティの義務づけとアクワイアラー等への加盟店調査の間に論理的関係があるのではないかとということ。

最後の○ですけれども、消費者教育についても重要ではないか、あるいは加盟店の取り組みを見える化することによって消費者の認識を高めていくことが必要ではないか。こういったご意見をいただきました。

これを踏まえまして、幾つかの項目ごとに整理したのが2.以降でございます。2.については、加盟店等のセキュリティ対策ということで整理させていただいております。

まず、ここでいうセキュリティ対策については、前回もクレジット協会から実行計画のご報告をいただきましたけれども、実行計画の内容に沿いまして、まずはクレジットカードに関する情報を保護するというのが1点。もう1つが、本人以外による不正使用、対面であれば偽造カードということですし、非対面であればなりすましといった形での不正使用を防止していく、この2つの側面を捉えて、全体セキュリティ対策というように表現させていただいております。

済みません、これは(1)です。個人情報保護法と割販法との関係の再確認ということで、保護法益のところにつきまして、①で書かせていただいています。この内容については、個人情報保護委員会の事務局にも確認しておりますが、個人情報保護法については、個人の権利利益の保護を目的にしているということでございます。

3ページ目をみていただきまして、これに対して、3行目からでございますが、割販法におけるクレジットカード番号の適切管理義務については、取引インフラとしての信用秩序、あるいは利用者の信頼性を確保するという観点から平成20年の改正のときに、特に番号等の不正使用、あるいは流出を防止する必要性が高いということで措置をされているというものでございます。

かつ割販法におきましては、個々の利用者の財産被害の防止という個別の個人の権利利益にとどまらない取引システム全体の信頼性の意義というような社会的法益を保護しているという点で、個人情報保護法とは保護法益が異なるといえるのではないかと。

また、特に先ほどのセキュリティ対策、2本目の柱であります不正使用被害の防止という点につきましては、個人情報保護法上は特段の措置は規定されていないという点にも留意が必要ではないかと書かせていただいております。

検討の方向性ですけれども、前回も申し上げたように、個人情報保護法の中で、個人識別符合としてカード番号を政令指定するかどうかというところはまだ結論が出ていない、議論中のことでございます。一方で、①に書かせていただいたような、前回のご意見なども踏まえますと、両法における保護法益や措置内容の違い、あるいは転々流通することが想定されるカード番号の特性を踏まえますと、個人情報保護法における適用関係のいかんにかかわらず、割販法においてカード番号については必要な措置を手当していくことが必要ではないかとまとめさせていただいております。

(2)義務主体の範囲と義務の水準でございますが、上3つの段落については、先日、前回もご紹介したようなクレジット取引をめぐるセキュリティリスクが非常に高まっているという背景でございます。これを受けて実行計画がとりまとめられたことを受けまして、下3行のところからみていただければと思いますけれども、具体的な義務の水準の検討に当たりましては、個人情報保護法において義務づけられている安全管理措置につきまして、これもガイドラインからの引用でございます。本人の個人データが漏えい、滅失または毀損等をした場合に、本人がこうむる権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じ、必要かつ適切な措置を講ずるという

ことが、これは一例でございますが、経済産業分野のうち信用分野のガイドラインについて明記されておりまして、リスクベースの考え方が採用されているというように捉えられると思います。キャッシュレス化推進に向けて、コストと安全性の適切なバランスということも前回もご議論いただきましたけれども、こういったことをバランスを図っていくためにも、中小企業者の負担に十分配慮しつつ、リスクに応じた措置という考え方とっていくことが妥当ではないかということで、こういった考え方に基きまして、①と②、先ほどのセキュリティ対策の整理と同様でございます。

まず、番号等の情報管理につきましては、今回、個人情報保護法の策定の改正の中で、取扱個人情報の件数による義務対象の裾切りというものがなくなりまして、中小企業者を含めて全ての事業者に安全管理が義務づけられたということとのバランスも考慮いたしまして、情報管理につきましては、カード番号等、保有をする全ての事業者に対して、リスクに応じた法的義務を課すということを検討してはどうか。

②といたしまして、2つ目の要素。不正使用対策に関しましては、こちらも取り扱いの商材、あるいは関係性が高いものなのか、あるいは単価がどの程度のものなのかといったこと、あるいは業種業態、カードに関する取扱件数の規模等を勘案いたしまして、こちらは加盟店が対象になるかと思いますが、それぞれの加盟店におけるリスクに応じた対応を求めていくということを一つの案として書かせていただいております。

(3)でございます。具体的な義務内容のあり方についてでございます。2行目からかぎ括弧で書かせていただいているところ、これは昨年の割販小委での報告書からの引用でございます。不正を企図する攻撃者に対して、多面的かつ一般公開できない取り組みを行うことが必要。技術自体も日々進歩するものであるので、法令等により特定の技術的手段を求めることにはなじまない面があるのではないかと。セキュリティ対策に関しての表記でございます。なじまない面があるということも踏まえまして、例えば、こちらはiPadになります。資料9をごらんください。特定の技術的手段を求めることにはなじまないのではないかとということを受けまして、1つの考え方としてのご紹介でございます。

資料9、これは製品安全の世界での規制のスマート化ということでご紹介させていただいております。電気用品、ガス用品については、技術基準が法令で定められており、これに適合していることを確認して、それに関して表示をつけて市場に出さなければいけないというような規制がございます。

これについては、従来より見直しが行われてきておりまして、従来は国が品目ごとに寸

法、形状、材質等について非常に詳細にわたる仕様を全て技術基準に書き込んで、それに合致しているもののみ適合製品ということで出すことができたということに対しまして、この分野も技術の進歩が非常に早いということ、新製品の投入も早いということで、そういった状況変化を踏まえまして、全て詳細に技術基準で定めるというこれまでの仕様規定から技術基準としては、製品安全に不可欠な性能のみを定め、その具体的な達成方法、こういった設計により一定の基準を満たすかというところについては、自主的な事業者の選択に委ねよう、ただし、一定の水準、一定の性能は確保するというようなことで、仕様を決めるというアプローチから、性能を決めて、その達成手法はさまざまにいいということで、右側に書いてございます設計の自由度を向上させたというような規制のアプローチの大転換が図られたということでございます。

狙いは先ほども申し上げましたように、左下にもありますけれども、どんどん新しい技術が開発され、新製品も開発が進む中で、従来の技術をベースにした一律の基準ではそこにふぐあいが生じたということを受けまして、どんどん新技术を迅速に取り入れていこう。一方で、一定の性能はきちり担保しようということで転換が図られたものでございます。

もう一回、論点ペーパーに戻っていただいて、こういった製品安全や保安の分野では、既に導入されている性能規定という考え方をセキュリティの分野について応用してはどうかというのが下2行目から書いております検討の方向性ということでございます。

1点、済みません。①の下3行をごらんいただきますと、先日、委員からもコメントをいただきましたが、かといって全て自由にしてしまうと、やはり事業者にとっては、指針がないとむしろ混乱するのではないかというようなご意見もいただいております。それについては、この製品安全の分野でも同様な観点から手法は自由なのだけれども、例えばこのやり方であれば、確実に技術基準を満たすよという具体的なやり方を整合規格ということで、例示ということで位置づけてお示ししているということになっております。

②のところに進んでいただきまして、この間もご論いただいた利便性と安全性、時にトレードオフになりやすいコストとセキュリティ確保ということで、こういった問題を技術の力で解決していく。どんどん技術革新が進む中で、その技術革新の果実を迅速に取り込んでいくダイナミックな仕組みをつくる必要があるのではないかという観点、ご意見を多くいただいたかと思っておりますので、そういうことを踏まえまして、この製品安全の分野の性能規定という考え方をこちらの世界でも導入していくということが考えられるのではないかとございます。

他方というところで、8行目から書かせていただいておりますが、一方で事業者にとっては、何でも自由だということ予測可能性の確保というところも重要になりますので、このやり方をとれば法令上の義務は確実に満たしているというやり方を、例えば自主規制機関のガイドラインとして標準的なやり方として例示ということですが、お示しする。その中身についても、技術進化の状況に応じて、機動的にこれを見直していく。当面は、この間ご紹介いただいたセキュリティの実行計画にかなり具体的にそれぞれ情報管理についても、不正使用対策についても具体的なやり方をお示しいただいておりますので、実行計画をガイドライン的な位置づけにおいて、事業者向けの指針として位置づけていくということも考えられるのではないかとということを書かせていただいております。

(4)としております義務に関する担保措置でございますが、これもこの間のご意見を踏まえまして、情報漏えいや不正使用が発生した場合の報告徴収、あるいは改善命令等の行政処分から、命令違反の場合の罰則規定まで段階的な措置を準備しておくことが求められるのではないかとことごとでございます。

3. アクワイアラー——済みません、表題はアクワイアラーだけになっていますが、昨年の報告書を受けまして、及び登録PSPによる加盟店調査について整理をさせていただいております。

これは、昨年の報告書からの引用でございますが、悪質加盟店の是正・排除を通じた加盟店網における適正なカード利用環境維持ということで、加盟店に対するアクワイアラーによる加盟店調査が位置づけられているということで、考え方はアクワイアラー等がいわば加盟店網のゲートキーパーとして、一定のスクリーニング、あるいはモニタリング機能の役割が期待されているのではないかと考えられるかと思えます。

この適正な利用環境維持の要素の中に、悪質加盟店ということに並びまして、セキュリティ対策ということも2. のどこまで義務づけていくかという話とあわせて加盟店調査の中で対応状況を確認していただき、必要に応じて、例えば事故を起こしたところへの是正指導ですとか、是正指導に対して十分な措置が図られないといったような場合には、場合によっては加盟店契約を見直していただくといったようなことの適切な対応を求めていくことが必要ではないかということ。

次に書かせていただいております、こちらの加盟店調査の具体的なあり方につきましても、先ほどセキュリティ対策のところでご紹介したような、リスクに応じてという考え方が妥当するのではないかと。最後のところから次のページにかけて書いておりますけれども、

具体的な義務内容、調査の内容に関しましては、現状における国内アクワイアラー等の加盟店審査実務、あるいは実際の対応コストというところにも十分に配慮した上で、悪質加盟店排除のための加盟店調査と同様に、これも昨年の報告書からとってきておりますが、各社さまざまなノウハウを生かして、いろいろなやり方でやってきておられますので、そういった多様なやり方を許容する形で、これもいってみれば先ほどの性能規定的な考え方をとってはどうかということ。

その上でということでもありますけれども、これについても、法令上はさまざまなやり方が自由という形にさせていただいた上で、例えばということでガイドラインとして具体的な指針をお示しする。その中で必須事項と、あるいはベストプラクティスから抽出されるような推奨事項を整理して、国の検査ということではなくて、各アクワイアラーのセルフチェックによって、継続的なレベルアップを促していくという仕組みづくりも重要ではないかといったようなこと。

最後に書かせていただいておりますが、前回もご意見いただきました加盟店調査義務については、あくまでも結果責任を求めるということではないという点を、加盟店において例えば漏えい事故が起こったからといって、その加盟店と契約をしているアクワイアラーに結果責任を求めるといったような性格のものではないという点については、十分に確認しておく必要があるのではないかとということでございます。

4. でございます。認定割賦販売協会の役割についてということでございます。

こちらについては、まず割販法上の認定割賦販売協会、現在は日本クレジット協会ということになりますけれども、セキュリティに関しては従来よりセキュリティ協議会の事務局として実行計画を中心となってまとめていただきましたし、この4月にはセキュリティ推進センターを立ち上げて、いよいよ実行段階を引っ張っていただいているということでございます。

これに加えて、先ほどの性能規定的な制度設計ということになりますと、具体的な指針をお示しするということで、なるべく国がやるより技術に知見の深い関係事業者の皆様、例えばコンセンサスをベースとしながらガイドラインというようなことを認定割賦販売協会にお示ししていただきまして、それを規制体系のほうでも盛り込んでいくといったような、ルールはオープンなもの、指針については随時新しい技術動向も踏まえながら指針としてガイドラインに盛り込んでいただく。こういった民間の企画づくりということでも認定割賦販売協会の役割が期待されるのではないかとということで、こういったこ

とを法律上しっかり認定割賦販売協会の業務としてきちんと明確にしていくということで、現状、自主規制規則の制定ですとか苦情処理対応といったようなことが掲げられている認定割賦販売協会の業務の中にセキュリティ対策の推進といった業務も追加するというところをご検討いただいております。

以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

○山本委員長　それでは、委員の皆様からご意見をちょうだいしたいと思います。それでは、尾島委員、お願いたします。

○尾島委員　ご報告ありがとうございました。基本になるのは恐らくリスクベースといえますか、リスクに応じた対応ということだと思っておりますけれども、リスクの内容を考えたときに、1つは情報漏えいの問題と不正使用の問題、大きく2つあると思っております。例えば食料品を売るような会社は恐らく不正使用の問題は余り考えなくていいのだけれども、情報漏えいを考えたときにはどの業態だろうとほとんど変わらない。リスクベースをお考えになったときは、ここにもありますとおり、中小企業等への配慮は大きかったのだと思っておりますけれども、考える問題によってはリスクは違ってくるのではないかとということが1つです。

もう1つは、リスクをどの程度負っているのかということを決めるのかということなのですが、役所のほうで、あなたはこういうリスクですから、この程度のことをやってくださいというのか、逆に企業のほうで私のリスクはこれだけなので、これだけの措置でいいのですというように決めるのか。そうすると、義務を課すということについて、何か意味がないことにもなりかねないと思っておりますから、ちょっと申し上げました。

以上です。

○山本委員長　どうもありがとうございました。では、藤原委員、お願いたします。

○藤原委員　今のリスクの話にも関係することを2点お話ししたいと思います。1つは、セキュリティのお話です。この4月14日にEUでいよいよ保護規則、一般個人データ保護規則を議会が承認したのですが、その中にも前回申し上げたように、プライバシーバイデザインとかデフォルトという考え方が書いてあります。それは簡単にいってしまえば、技術でできることは技術でやるのだという、きょうのFinTechのお話などにもつながるお話だと思います。

ただ、技術でできることは技術でといわれても、導入するには技術には非常にコストの高いものからそうでないものもある。もちろん普及していけば安くなるのでしょ

も、導入のときにはコストにばらつきがあるということで、そうしますと、やはりどの事業者がどの程度、今のご発言にもありましたが、リスクを負っているのかということが多方面から検討しなければいけない。そのための手がかりが実は個人情報ガイドラインのさらにもとになります経済産業省のガイドラインの20条のところあります。先ほど坂本課長が引用されたのと同じような文言がありまして、やはり個人データが漏えい、滅失または毀損等をした場合に、本人がこうむる権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じ、必要かつ適切な措置を講ずる。その場合、中小企業にも配慮する。それは場合によってということです。クレジットカード情報については、別添に掲げられた措置を講ずることが望ましいということがありますので、やはりリスクベースというのは一般的な考え方であろうと思います。それに応じてここでもやるということで、私は結構ではないかと思います。

また、中小企業につきましても、今度の改正個人情報保護法の中には、新たに規制の対象になる事業者に対する配慮規定が附則にしっかりと書かれておりますので、その意味でも一般的に配慮するということは必ずしもおかしいことではないと思います。

それから、性能規定のお話ですけれども、これもセキュリティの分野でもISO化等、国際的にも技術基準の規格化というのは議論されていることですので、導入していいお話ではないかと思いました。特にマルチステークホルダーというかどうかはともかく、多数の利害関係者が入られてでき上がったものを、これに対してこれまでのように行政が一方的にこうしてくださいというよりは、行政の役割はウオッチするというか、監視というよりは見守るというウオッチだと思いますけれども、それを進めていって、新たな技術を取り入れていただくというのはいいことではないかと思います。特にそれについて、モデル的な実行計画があるのならば、既存のいいものを利用する、早くスピーディに施策を実行するということですので、利用できる限りで利用していただいたほうがいいのかと思います。

もう一点です。これは別の視点ですけれども、義務の担保措置が書かれていて、段階的にやっていただくというのは大変結構なことだと思います。ただ、段階的にやっていただくのは結構なのですが、同時に、加えて情報提供の意味と制裁の意味と両面をもつものではあります。やはり公表という手法をどこに置くかどうかは性格によってちょっと違ってきますが、公表ということをご検討いただいてもいいのかなという気がします。

以上、2点申し上げました。

○山本委員長　　どうもありがとうございました。それでは、次に、二村委員、お願いします。

○二村委員　　ありがとうございます。2点申し上げたいと思います。

1つは、リスクベースの考え方を問う際に非常に大事になるのがリスクのみきわめだと思っています。その際に、個社がもてる情報というものと、もっと幅広い観点からみえる情報というのはおのずと違いがあって、やはり幅広い情報、国際的な兆候、あるいは業種業態別による動向、もろもろの情報というのは行政であったり、公的機関のほうがよりみやすいということはあるかと思っています。

そのような観点でリスクをみきわめる素材となる情報の発信というものに関して、ここは民間に全部委ねますということは必ずしも適切ではないのではないかと考えております。これが1点目です。

2点目は、情報セキュリティ関係のことに関しては、形だけやりましたというのは最悪だと思っています。つまりやった気になって、実は何も実効性がないというようなものは逆効果というか、かえってやった気にだけなっているという問題が出てきてしまう。

ご承知のように、割販法のクレジット番号等の保護のところでは、イシューア、アクワイアラーに対して、加盟店等に対して、必要な指導、その他の措置を行えということがもう義務づけられているのですが、残念ながら必ずしも実効性が期待できるような手法がとられていない。その中で、今回アクワイアラーに対して義務を課しますということは考え方としては非常になるほどと思わせるものはあるのですが、全く実効性が伴わない、あるいは実行不可能なルールだけを入れてしまって、ルールは整備したけれども、全く動きません、あるいはできませんというような事態を引き起こしてしまうとかえってマイナスだと思っています。その観点で、何が実行可能であるかという観点をよくみきわめて対処していただくということが必要だと思っています。

○山本委員長　　どうもありがとうございます。それでは、次に、大谷委員をお願いします。

○大谷委員　　消費者の立場にとっては、いつでもどこにおいてもクレジットを利用するときに一定のセキュリティ基準が保たれているということが一番大切なことですので、そうであるからこそ安心してクレジットが利用できるということにつながっていくと思います。

基本的には、義務の主体に関しては、全ての加盟店を対象にさせていただきたいと思えますし、中小企業にとってリスクに応じた措置というの必要だということは理解できます。

あと、ほかのいろいろな性能規定への転換の考えを盛り込むであるとか、アクワイアラ一などの加盟店調査の方向性については、消費者の側としても支持させていただきたいと思っております。

○山本委員長　　どうもありがとうございます。それでは、次に、與口専門委員からお願いいたします。

○與口専門委員　　お時間の関係もありますけれども、大変恐縮ですが、2点の意見と1点確認させていただければと思います。

1点目ですけれども、先ほどの坂本課長のご説明にありますように、今回の提案については、加盟店に対してリスクに応じた対応であるとか、アクワイアラ一調査についても加盟店審査の実務、あるいは対応コスト等に十分配慮していただけるということで、一定の配慮があることについては理解させていただいたのですが、一方で、自由度が高いということでガイドラインであるとか例示というようなお話はあるのですが、実際の実務の法の施行の段階において、それがあたかも例示にすぎない、ガイドラインにすぎないにもかかわらず、そうでなければならぬ的な運用をされるということに対して、残念ながら業界には相当な危惧があるということも事実でございます。

そういう意味では、そういう厳しい解釈、対応がされてしまいますと、加盟店さんがそもそも加盟店になれないとか、そんなに厳しいことをいわれるのだったら、わざわざ加盟店になりたくないというようなことで、今キャッシュレス化の推進であるとか、訪日外国人でクレジットの加盟店をふやしていこうという流れの中で、せっかくこのセキュリティをやっているにもかかわらず、むしろ逆行してしまうというようなことが起きることが非常に心配だということ。それからカード会社側からすると、そういうことでカード会社側に対して非常に指導が厳しくなると、いわゆる日本のアクワイアラ一が加盟店にできない加盟店さんを海外のアクワイアラ一がもってってしまうというようなことが起きてしまったら最悪なので、その点も非常に危惧をしていますということですので、そういう意味では、加盟店にとって、あるいはカード会社にとって対応可能な執行ということをお願いしたいというのが1点目です。

2点目は、アクワイアラ一の加盟店調査に関して、加盟店といっても非常にいろいろな加盟店がございますので、POSのような大型加盟店からCCTのように端末でやるよう

なものもございます。CCTなどの場合だと、要はCCTを設置してIC対応さえしてい
ただければ、今回の協議会における実行計画でいうところの非保持化、あるいはIC化と
いうのは、もうそれで充足されてしまいますので、置いてあるということがアクワイアラ
ー側で理解できれば、もうそれで十分状況がわかるということでございますので、そうい
う意味からすると、何が何でも加盟店を調査しなければいかんのかというようなこともあ
るかと思っておりますので、そういう意味では加盟店の形態であるとかリスクといったようなも
のののっとして、調査方法であるとか、対象範囲もきちんと検討していただきたいという
のが意見でございます。

最後、1点だけ確認なのですけれども、5ページ目の2段目のところに、調査結果に応
じて必要に応じて是正指導とか加盟店契約の見直しというような話が入っているのですが、
これについては、クレジット会社も漏えいをしているような加盟店に対して、何度も願
いしても対応していただけない、協力いただけないような加盟店については、最悪の場合、
加盟店の見直しをするということは考えられることだとは思っております。

ただ一方で、いわゆる悪質加盟店とは違って、セキュリティ対策をやっていない加盟店
が悪なのかということ、いろいろなコストとかの関係もあってなかなかできない加盟店もい
らっしゃる中で、何が何でも是正勧告か、加盟店の見直しかということ決してそれではない
ような気がしますので、その辺は要するに必要に応じてということで理解すればいいのだ
ということについて確認させていただければと思います。

○山本委員長　　どうもありがとうございました。きょうは委員の皆様の発言時間がかな
り短くなっておりますので、恐縮ですが、時間を少し延長することをお許しいただきたい
と思います。それでは、岩崎委員、お願いいたします。

○岩崎委員　　私からは、事務局に1つ質問がございまして、加盟店義務及びアクワイア
ラー等による加盟店調査義務が諸外国ではどうなっているのでしょうか。なぜこれを伺
いますかといいますと、2点ございまして、1点目は、クレジットカード取引のボーダレス
化が進んでおりますので、日本一国で何かをしても結局限界があるということは、昨年の
悪質加盟店の議論でも随分出てきたかと思っておりますので、やはりほかの国と歩調を合わせる
必要があるのかなというのが1点目。

もう一点目は、クレジットカードというのは、国際ブランドのルールにのっとして事業
展開をしておりますので、その上にさらに法規制をのせるということ、やはり過剰規制にな
らないのかという懸念がありますので、ほかの主要な国などどうなっているのかということ

をもしおわかりになればお聞かせいただきたく思います。

○山本委員長　それでは、先ほど與口専門委員からも事務局からの確認の問いかけがございましたので、まとめて後で事務局に可能な範囲でお答えいただくことにして、次に、池本委員からお願いします。

○池本委員　まず、今回のこのペーパーについて、リスクベースでの一定のセキュリティ対策を講ずる加盟店とアクワイアラーそれぞれについてその義務を課するという基本の方向については賛成であります。

今、幾つかご意見が出た中で、どうもリスクベースのといっても中身がはっきりしない、それを守らなかったら処分されるのかという危惧の話がたくさん出てきているのですが、むしろ昨年からことし2月までセキュリティ対策協議会の実行計画で加盟店は何をするということもかなりきめ細かに書かれていますし、アクワイアラーは例えば加盟店のIC対応の推進のために理解を求めるよう活動する。これは加盟店のカード情報管理義務が、法的義務がない前提で書かれているので、理解を求めるよう活動するとなっていました。今度、加盟店に対してきめ細かなリスクベースでの加盟店情報の管理義務を定めれば、その義務を遵守するよう働きかけるというようにしていくということになるかと思うのです。

その意味では、きめ細かな中身というのは、実行計画でもある程度方向性がつけられているのではないかと。何か義務になった途端に、それを全部ひっくり返してとんでもない厳しいものにするというような形での議論ではないはずですので、昨年から議論されてきた中身を本当に実現していくという方向でお考えいただくことでよろしいのかと思います。

特に大事なことは、全国のあらゆる加盟店を経産省が全部義務を果たしているかどうか、行政処分するとか監視するというのは不可能なわけで、やはり日々取引をしているクレジット会社の側でチェックをしていただくことと、それでも応じないところはむしろ行政庁から直接手を下す。そこを連携すればいいということだと思います。

そして、最後に1点。リスクベースでの方向づけに対して、5ページに技術の進化の状況に応じて、機動的に見直しをしていくことが求められる。まさにそれが不可欠で、ここがなければ、決めたいけれども、中身が実現されないと困ります。それが1点。

もう1つは、よく食品安全の分野でリスク分析というときには、専門家によるリスク評価とリスクコミュニケーション、つまり消費者とか関係者に対してきちんと伝え、意見を反映させる手続が必要だという議論があります。今回の場合はセキュリティ問題なので、

第三者機関でリスク評価をするわけにはいかない。業界の中でやっていただくしかないの
で、だとすればなおのこと、その対策の中身について利用者の側への説明をする。セキュ
リティ対策の細かいところはともかく、これで十分なのかということについて、消費者側
とのリスクコミュニケーションの機会を設けることも必要であろうと思います。

以上です。

○山本委員長 どうもありがとうございました。ほかにご意見はございますか。沢田委
員、お願いします。

○沢田委員 時間が過ぎているのに申しわけありません。性能規定的な考え方を提示し
ていただいたのは大変よいと思います。多様性とか柔軟性は非常に大事なので、賛成です。

規模に応じた現実的な対応を求めるということはわかるのですけれども、漏えい対策に
限っていうと、リスクに応じたという考え方が本当になじむのかというのがやや疑問で、
尾島委員のご指摘にも共通すると思うのですが、対策が十分でない中小企業のほうがリス
クとしては高いのではないかという考え方もできます。漏えい対策に関して達成すべき性
能は何かといたら、漏えいさせないということなので、だとすれば、これは少数意見に
なるかと思えますけれども、担保措置として、漏えい防止策の手段は問わないとしても、
漏えいしたら制裁金を科すという形で結果責任をとってもらおうというのも一案ではなか
らと思うのです。ただし、そこで規模に応じた対策努力を行っていけば減免するという形で
中小企業に配慮することもできるのではないかと思います。規模に応じた対策努力を行っ
ていたかどうかの判断基準が自主規制機関のガイドラインになるのではないかと思います。

何故このように考えるかという、現状では、漏えい事件を起こしたとしても、大した
ペナルティがなくて、漏えいしたら大変なことになるという危機感というか、対策する動
機づけが十分ではないのではないのかと思ってしまして、すごく真面目なところはおわび
したり、お見舞い金を出したり、再発防止策に物すごくお金をかける一方で、何もしなく
ても別に怒られないという現状があります。

ここの空気感をまず変えていかないといけないのではないかと思います。ここには
加盟店側に属する方は少ないですし、多くの加盟店は、このような議論をしていることす
ら知らないだろうと思います。なので、まずは改めて非保持化の方向に誘導する。カード
情報を保有するのであれば、それなりの覚悟をもってもらわないと困るのだというメッセ
ージを伝えた上で、罰金を払うぐらいなら対策したほうが良いという制度設計にしないと
動かないのではないかと思います。

そのために、現状、加盟店側の考え方とかなり距離があるという実態から考えますと、やらなければいけないことが2つあるのではないかと考えています。

まず1つは、今までカード会社さん経由でお願いしますと言ってきた方法が実効的ではなかったという現実もあり、せつかく行政が乗り出そうとしているところなので、ここで議論について加盟店側と直接会話して、規制する意思を直接示すことが必要ではないかと思っております。アクワイアラーを通じての加盟店調査では迂遠ではないかと思えますし、何度も申しますが、規制対象となる加盟店側が議論にほとんど参加していないのもおかしいと思えます。そもそも割販法で加盟店を規制するのは無理があるかもという点も、もうちょっと議論してもいいのではないかというのが1点です。

もう一点は、前回、セキュリティの専門の方からご指摘があったかと思えますが、加盟店が幾らもたないといっても、PSPに行く前にサービスプロバイダーのところで攻撃を受けているケースがある。そこをまず手当をしないと、せつかく非保持にしても穴があいてしまうこととなりますので、優先的に考えるべきではないのかなと思えました。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。ほかはよろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

そういたしましたら、貴重なご意見、どうもありがとうございます。與口専門委員、岩崎委員から事務局に対してご質問がありました。可能な範囲でお答えいただければと思います。

○坂本商取引監督課長 ありがとうございます。與口委員から必要に応じてという部分のご確認をいただきました。おっしゃっていただいたとおりのイメージでおります。例えばIC対応していないから直ちに契約を一律に見直すというようなことを想定して書いているわけではございません。あくまでも必要に応じて、その典型的な事例は事故を起こしたときということだと思えますが、現状、国内のアクワイアラーが漏えい事故を起こした加盟店に対して指導を行い、その指導を聞かないような場合に加盟店契約を見直している事例ということも伺っておりますので、そういったことをご指摘いただいたような、今回、海外アクワイアラーについても昨年の報告書では、国内の加盟店を相手にする限りにおいては登録制の対象にするということでご提案をいただいております。そうしますと、少なくとも国内加盟店については緩いアクワイアラーに流れていくといったことも、この登録制と同じように加盟店調査義務が海外アクワイアラーにもかかるということになりますの

で、そういったことへの牽制措置にもなるのではないかと考えられます。

岩崎委員からご質問いただきました諸外国の法制については、済みません、ざっくりとだけ申し上げますと、それぞれ例えばアメリカであればアクワイアラーについてはバンキング規制の中でやっているということですし、一方で、割販法は1つでクレジットカード、消費者保護からシステムの信頼性というところまで一元的にまとめたルールでございますけれども、例えば消費者保護は別途の法律でやっているというようなことかと思えます。欧州のほうはEUの決済指令ということで、ほかのプリペイドとかも一緒に規制されているということでございます。

恐縮ながらセキュリティに対して、どこまでそれぞれで義務づけているかというところはまだ確認できておりませんが、例えばIC対応などにつきましては、勧告では法令で全ての加盟店に義務づけて3年以内にやるということで、これは完全にルール化されて義務づけられているということでございますし、アメリカでいえば、大統領令ということで、これもルール化されていると理解しているところでございます。

国際ブランドルールとの関係につきましては、過剰規制ということにならないように、整合的なものを考えていくということではないかと考えております。

○山本委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、まだご発言をご希望の委員がいらっしゃるかと思いますが、本日のご議論、おおむね資料8で述べられている内容についてはご支持の意見が多かったかと思いますが、温度差は当然ありましたし、沢田委員などは割販法で加盟店を規制するのはちょっと無理かなという根本的な問題提起もあったところでございます。また、そのあたりを含めてさらにブラッシュアップしたものを、次回事務局のほうでお示しいただければと思います。

時間のないところ大変恐縮ですけれども、鈴木委員より、冒頭の議題のところでも少し言及がございました国民生活センターのP I O—N E T情報の活用につきまして、一言ご発言されたいということでございます。よろしく願いいたします。

○鈴木委員　　時間のないときにありがとうございます。今、この連携についての進捗状況と改めてお願いしたいことがあります。

先ほど坂本課長からもご説明がありましたようにP I O—N E T情報というのは、全国の地方自治体の消費生活相談情報の集積であって、国民生活センターだけでその運用を決められるものではありません。現在、各自治体にこのスキームを理解してもらって、協力してもらうための文書を出して、大口自治体といいますか、情報が多数寄せられてくる自

治体については、協力要請を直接出向いてしようと思っています。

その際に、地方自治体が一番懸念するのは相談者の個人情報の取り扱いだと思っています。もちろんP I O—N E Tには個人情報は含まれていないのですが、例えばクレジット会社がこの情報を見て、クレジット会社個社さんがもっている情報と照合すると個人特定が可能となる情報です。この情報を活用していただいて、悪質加盟店を排除していくことはもちろんなのですが、クレジット会社にはその点を十分ご留意いただいて、個人情報保護法などを踏まえた取り扱いをしていただきたいと思っておりますし、ここにも書いてありますが、経済産業省にはクレジット会社がこれを適切に利用、管理しないと認めるときには必要な措置をとってくださいますよう改めてお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○山本委員長　これはご要望として承っておきます。

それでは、本日は、時間を大幅に延長して活発に貴重なご意見をちょうだいいたしまして、大変ありがとうございました。

最後に、事務局から次回の日程と議題についてのご連絡をお願いいたします。

○坂本商取引監督課長　どうもありがとうございました。次回、5月26日木曜日、ご連絡させていただいておりますように14時からということで、2時間お願いしたいと思っております。本日のご意見を整理させていただきまして、報告書の追補の案という形でお示しさせていただいて、ご議論いただければと思っております。

○山本委員長　それでは、これをもちまして、第15回割賦販売小委員会を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。

——了——